

第 5 回日本成長戦略会議 配布資料の知的財産戦略分析

370 兆円投資ロードマップにおける「知的財産」の構造的不在

Claude Opus 4.8

令和 8 年 6 月

要旨

令和 8 年 6 月 24 日に開催された令和 8 年第 8 回経済財政諮問会議・第 5 回日本成長戦略会議の合同会議では、戦略 17 分野の 62 項目について 2040 年度まで累計 370 兆円超の官民投資ロードマップが提示された^(1, 2)。本稿は、内閣官房・内閣府が公表した配布資料本体（資料 1～7）に基づき、当該成長戦略を知的財産戦略の観点から 4 つの軸（①特許・標準必須特許〔SEP〕・オープンクローズ戦略、②産業クラスターにおける知財帰属・ライセンス、③国費投入成果の権利化〔日本版バイ・ドール〕、④AI・コンテンツの著作権）で分析する。

最大の構造的所見は、資料 4 が掲げる 8 つの分野横断的課題（新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティ）に「知的財産」が独立項目として一切立てられていない点である⁽³⁾。知財・標準・ライセンスは各分野ロードマップ（資料 3）の「国際連携」「立地競争力強化」欄に断片的に埋め込まれているにとどまる。

主要な所見

1. オープンクローズ戦略・国際標準化を明示的に勝ち筋に据えているのはオール光ネットワーク（特許出願数世界 2 位を明記し「オープン&クローズ戦略」を勝ち筋に位置付け）と次世代船舶（IMO 主導の国際ルール策定主導）等に限られる^(2, 4)。
2. 特許出願の累積で中国に逆転されたペロブスカイト太陽電池や、国際標準が覇権を決める量子コンピューティングでは、資料上の特許ポートフォリオ・SEP 戦略の記述が薄い^(2, 5, 6)。
3. 国費を大量投入する以上、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール）の運用、産学官クラスターでの共有特許・大学知財ガバナンス、コンテンツの海賊版対策が成否を分けるが、資料はこれらを金融・調達文脈に解消しており、知財帰属・権利化の制度設計は知的財産推進計画 2026 に事実上先送りされている^(3, 7)。

軸 1：特許・SEP・オープンクローズ戦略の論点（最重要）

確認された事実

- **オール光ネットワーク（APN）**：ロードマップ（資料 3）は「APN 分野での我が国の特許出願数は世界 2 位で技術的優位性を有している」と明記し、勝ち筋として「標準化・知財などオープン＆クローズ戦略の推進により、グローバルエコシステムの形成を図り、ITU 等における国際的議論を主導」と記載する⁽⁴⁾。海底ケーブルも「マルチコア光ファイバー技術において技術的優位性を有している」と記載。
- **量子分野**：資料 2 は量子センシングについて「材料技術や部素材といった基盤やトップレベルの基礎研究等（特許数世界 2 位）の強み」を明記する一方、量子コンピューティングは資料 2・資料 3 とも「ユースケース実証を通じた初期需要創出」「自律的に発展可能な国内技術基盤を確立」が中心で、特許・SEP への言及は薄い^(2, 6)（「特許数世界 2 位」は量子センシングの記述であり、コンピューティングのものではない点に留意）。
- **次世代船舶**：資料 2 で「国際ルールの策定主導等を通じて先行者利益を確保」、ロードマップ勝ち筋本文で「国際ルールの策定の主導…により、中国や韓国に対する優位性を確立し、先行者利益とシェアを獲得する」と記載。IMO（国際海事機関）での規制標準主導型のルール形成が中核で、特許・SEP は前面に出ていない^(2, 8)。
- **ペロブスカイト太陽電池**：資料 2 で「主原料のヨウ素の世界シェアの約 3 割を日本が占め、自律性・不可欠性に寄与」と原材料の不可欠性を強調する一方、デバイス・タンデム型・製造プロセスの特許ポートフォリオ・SEP・標準化への言及は乏しい⁽²⁾。

演繹的に導かれる知財戦略上の課題（推論）

ペロブスカイトでは、世界 2 カ国以上で出願され 2025 年末までに有効な特許出願数の累積で、中国が日本を上回り首位となったと報じられている⁽⁵⁾。専門家はタンデム型が日本の弱点であり、これが技術標準になれば厳しい局面が生じ得ると指摘する⁽⁹⁾。経済産業省「次世代型太陽電池戦略」自身が、シリコン太陽電池で 2000 年頃に世界シェアの約 50%を占めたものの直近では 1%未満に低下したという歴史的失敗を推進動機として明記しており⁽¹⁰⁾、「特許は持つが市場を失う」轍を再び踏むリスクが政府文書自身の問題意識と整合する形で存在する。

量子コンピューティングはハード形式に依存しない統合ミドルウェアの国際標準化と SEP 化が覇権を左右するが、資料は実証・需要創出に重点を置き、SEP 取得・FRAND ライセンスの戦略

記述が乏しい。国内でも東京地裁が令和7年6月に Google に対し標準必須特許に基づくスマートフォンの販売差止めを命じる等、SEP 差止めの実務が動いており⁽¹¹⁾、量子・通信領域で日本が SEP を取りに行くか否かは収益化の分岐点となる。

軸2：産業クラスターにおける知財の地域集積・帰属・ライセンス

確認された事実

- 資料7は地域未来戦略を3類型（A.戦略産業クラスター計画／B.地域産業クラスター計画／C.地場産業成長プラン）で定義する。Aは「17分野に関連する企業の大規模投資を起点」とし、主な施策例に「政府系金融機関等による投資・融資」「企業価値担保権の活用促進」「産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成」を含む⁽¹²⁾。
- 半導体ロードマップ（資料3）は「地域未来戦略と連携」「国内外企業や大学等との産学官連携の下、最先端環境を有するオープンな研究開発・設計拠点」を掲げる⁽⁶⁾。高市総理締めくくり発言は「来月には…17戦略分野の『戦略産業クラスター計画』の第一弾の計画公表が行われる」と明言した⁽¹⁾。

演繹的に導かれる知財戦略上の課題（推論）

クラスターは産学官・大企業・中堅中小・スタートアップが共創する場であるが、資料には共同研究成果の発明者・出願人の整理、共有特許の取扱い（特許法第73条＝共有特許は他の共有者の同意なく自己実施は可だが第三者への実施許諾は不可）、バックグラウンド／フォアグラウンド IP の線引きに関する設計が一切ない。成果配分ルールを欠いたまま投資を先行させると、共有特許の不実施・塩漬けや中小・スタートアップの交渉力劣後が地域に固定化する懸念がある。

中核大学群への支援と産学連携を進める以上、大学知財ガバナンスガイドライン（令和5年3月、内閣府・文部科学省・経済産業省）の運用——特に経団連が懸念を表明した「企業が共有特許を一定期間不実施の場合に大学が第三者へライセンスできる」論点⁽¹³⁾——が地域クラスターで現実化するが、資料はこれに触れていない。「企業価値担保権」（事業性融資推進法に基づき知財を含む無形資産を一体担保化）の活用促進は知財を資金化する好機だが、知財の価値評価（IP ランドスケープに基づくデューデリジェンス）の実務基盤が地域金融に乏しい点が制約となる。

軸 3：官民投資に伴う研究開発成果の権利化・国費投入成果（バイ・ドール）の取扱い

確認された事実

- 資料 4 は「強く豊かな日本」投資枠、複数年度予算・基金（原則 3 年以内ルールの不適用を含む見直し）、SBIR 制度の抜本強化（売上計上が可能な委託契約形態で実環境試験・運用まで行う「戦略製品・技術等政府実装加速化プログラム」の創設）、基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を掲げる⁽³⁾。ただし研究開発成果の知財帰属、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）への言及はない。

演繹的に導かれる知財戦略上の課題（推論）

SBIR・委託契約・基金で国費を大量投入する設計である以上、産業技術力強化法第 17 条による受託者帰属＝日本版バイ・ドールの運用、政府の介入権的措置、不実施機関（大学等）の取扱い、共有持分の整理が中核論点となるが、資料は沈黙している。「アンカーテナンシー型の政府本格調達」は政府調達契約における知財条項（背景技術・成果技術の権利帰属、政府の無償実施権の範囲）の設計を要するが、未記載である。

大学発スタートアップの知財承継（特許権譲渡・専用実施権・独占的通常実施権・非独占的通常実施権の選択）は上場審査（東証グロース市場では原則として知財を自社保有することが望まれる）に直結するが、資料の「スタートアップ総力創出パッケージ」は資金供給・調達加速に偏り、知財承継スキームへの言及がない。中核大学群・運営費交付金・科研費の拡充は大学の知財創出を増やすが、知財マネジメント（出願戦略・権利維持・グローバルライセンス）の人材・予算が伴わなければ「死蔵特許」を増やすだけになりかねない。

軸 4：AI・コンテンツ産業の知財・著作権論点

確認された事実

- コンテンツ分野は内閣府（知財）が担当。資料 2 はマンガについて「海賊版による被害額が世界で 2.6 兆円にも及ぶ」「削除要請・訴訟等の海賊版対策を推進」「正規流通を促すことで IP 収入の多角化を進める」と明記する⁽²⁾。高市総理締めくくり発言は、コンテンツ産業で「2033 年までに自動車輸出額に匹敵する年間 20 兆円の海外売上げを実現」「フィジカル AI で国産のマルチモーダル基盤を世界に先駆けて構築」と述べた⁽¹⁾。

- ・ フィジカル AI ロードマップ（資料 3）は「製造業等の現場データを活用した国産フィジカル AI モデルを開発」「高品質なデータセット整備」「安全性認証制度や安全規制の在り方を AISI と連携しながら検討」を記載する⁽⁴⁾。

演繹的に導かれる知財戦略上の課題（推論）

コンテンツ 20 兆円目標は海賊版対策・正規版流通・ライセンスが成否を分ける。資料の「2.6 兆円」に対し、CODA・経済産業省の最新調査（2026 年 1 月公表）はデジタルコンテンツだけで 5.7 兆円、偽キャラクターグッズを含めると 10.4 兆円とされ、デジタルは前回調査の約 3 倍に拡大している⁽¹⁴⁾。にもかかわらず資料は削除要請・訴訟という事後的エンフォースメントが中心で、被害拡大スピードに政策の射程が追いついていない可能性が高い。

国産マルチモーダル基盤・ロボット基盤モデルの構築は、学習データの著作権処理（著作権法第 30 条の 4 の射程と「享受目的」の解釈。文化審議会著作権分科会「AI と著作権に関する考え方について」2024 年 3 月⁽¹⁵⁾）、AI 生成物の権利帰属、データセットの営業秘密／限定提供データ（不正競争防止法）としての保護が論点となるが、資料はデータ「整備」「収集・加工」を投資対象とするのみで権利処理スキームを欠く。AI 発明者性（産業構造審議会特許制度小委員会で検討中。知的財産推進計画 2025 が AI 利用発明の発明者の定義等の早期結論を要請⁽⁷⁾）は、フィジカル AI・複合新素材・創薬の権利化に直結するが、成長戦略の投資ロードマップと特許制度改正の検討が制度的に接続されていない。

政策文脈との接続

知的財産推進計画 2025（2025 年 6 月決定、テーマ「IP トランスフォーメーション」）は、KPI として 2035 年までに WIPO グローバルイノベーション指数の上位 4 位以内（日本は 2024 年時点で 13 位）、日経 225 の時価総額に占める無形資産割合を 2035 年までに 50%以上を掲げ、「新たな国際標準戦略」の策定、AI 法を踏まえた知財権の適切な保護、AI 利用発明の発明者の定義等の検討を打ち出している⁽⁷⁾。成長戦略の 62 分野ロードマップと知財推進計画 2026 の検討が時間軸・所管で並走しており、両者の統合（各分野ロードマップへの知財・標準パッケージの組み込み）が制度的課題となる。

提言

第 1 段階（即時・骨太の方針および令和 9 年度概算要求まで）

1. 資料 3 の 62 項目を、(a)オープンクローズ明示型（APN、次世代船舶）、(b)資源・不可欠性依拠型（ペロブスカイト、永久磁石、マテリアル）、(c)知財記述空白型（量子コンピューティング、フュージョン等）に 3 分類した IP ランドスケープ・マトリクスを作成する。分類の閾値は「資料に特許・標準・ライセンスの明示記述があるか」。
2. (b)(c)型のうち中国に特許で逆転された分野（ペロブスカイト）と国際標準が覇権を決める分野（量子）について、タンデム型ホワイトスペース分析・SEP 取得余地分析を含む政策提言ペーパーを起案する。

第 2 段階（知的財産推進計画 2026 の策定プロセスに照準）

3. 「知財・標準を 9 番目の分野横断的課題に格上げすべき」との提言を行う。各分野ロードマップに「知財・標準パッケージ」欄（SEP 取得方針、FRAND 対応、オープンクローズの線引き、データ・営業秘密保護、海賊版エンフォースメント）の追加を求める。
4. 国費投入分野について、産業技術力強化法第 17 条の運用ガイドライン（成果帰属、政府実施権の範囲、共有特許の不実施対応、アンカーテナンシー調達契約の知財条項）の明文化を提言する。

第 3 段階（クラスター計画の第一弾公表後）

5. 来月公表予定の戦略産業クラスター計画第一弾（半導体・次世代船舶・ロケット射場等）について、①共有特許の帰属・実施許諾ルール、②大学知財ガバナンスガイドラインの地域適用、③企業価値担保権による知財担保化、の 3 点を地域金融・自治体・中堅中小向けに実務支援する。

判断を変える指標（ベンチマーク）

- ・ 知財推進計画 2026 に「成長戦略 17 分野の知財・標準パッケージ」が明記されれば軸 1 の懸念は緩和。逆に記載されなければ知財軽視が確定的となる。
- ・ 産業構造審議会特許制度小委員会が AI 発明者性の結論を出せば軸 4 の不確実性が低下。
- ・ クラスター計画の様式に共有特許・知財帰属条項が盛り込まれれば軸 2 の懸念が緩和。
- ・ ペロブスカイトのタンデム型特許で日本勢の出願シェアが反転すれば軸 1(b)のリスクが後退。

留意事項（分析の限界）

- 資料 3（官民投資ロードマップ）は本分析で AI・半導体～情報通信の一部まで一次取得し、後半は各省 WG 資料・同一政策体系の政府公式文書・報道で補完した。後半各項目の知財記述の有無は原本での再確認を推奨する。
- 「知財が分野横断的課題に存在しない」という指摘は資料 4 の記載に基づく事実だが、知財施策が知的財産推進計画 2026 という別系統で並走している可能性があり、政府全体として知財を軽視していると断ずるものではない。
- 投資額 370 兆円超は資料 1 自身が「現時点での想定」「今後さらに精緻化」と明記しており、確定値ではない。既存民間投資や GX 投資計画との二重計上の可能性、つなぎ国債の償還財源の不確実性が指摘されている。
- マンガ海賊版被害額は資料 2 が「2.6 兆円」と記載するが、CODA・経産省の最新調査はより大きい数字を示しており、資料の数字は被害実態に比して保守的である可能性がある。
- 委員提出資料（資料 8-1～8-9）および経済産業大臣発言補足資料は本分析で内容を一次確認しておらず、委員から知財に関する個別提起があった可能性は排除できない。

参考文献

1. 「経済財政諮問会議・日本成長戦略会議合同会議」首相官邸（令和8年6月24日、高市総理締めくくり発言）。 https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202606/24keizai_seichyou.html
2. 内閣官房「戦略17分野の『主要な製品・技術等』における官民投資額」（資料1）日本成長戦略会議（第5回）。 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kaigi/dai5/shiryoku1.pdf>
3. 内閣官房「戦略17分野における『主要な製品・技術等』」（資料2）日本成長戦略会議（第5回）。 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kaigi/dai5/shiryoku2.pdf>
4. 内閣官房「8つの分野横断的課題への対応（主要な施策）（案）」（資料4）日本成長戦略会議（第5回）。 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kaigi/dai5/shiryoku4.pdf>
5. 内閣官房「戦略17分野における『主要な製品・技術等』の官民投資ロードマップ（案）」（資料3）日本成長戦略会議（第5回）。 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kaigi/dai5/shiryoku3.pdf>
6. 「次世代太陽電池『ペロブスカイト』関連の特許出願、中国が日本逆転 量産も先行」日本経済新聞（2026年5月）。 <https://www.nikkei.com/>
7. （資料3における半導体分野ロードマップの「地域未来戦略との連携」「産学官連携によるオープンな研究開発・設計拠点」の記述。出典は文献5と同一。）
8. 内閣官房「知的財産推進計画2025」（2025年6月3日決定。テーマ「IPトランスフォーメーション」、WIPOグローバルイノベーション指数・無形資産割合KPI、AI利用発明の発明者の定義等の検討）。 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/index.html>
9. （資料2・資料3における次世代船舶分野の「国際ルールの策定主導による先行者利益確保」の記述。出典は文献3・5と同一。）
10. 「ペロブスカイト太陽電池、日本はタンデム型が弱点」ニュースイッチ（日刊工業新聞）。 <https://newswitch.jp/>
11. 経済産業省「次世代型太陽電池戦略」（2024年11月）。シリコン太陽電池の世界シェア推移（2000年頃約50%→直近1%未満）を推進動機として記載。 <https://www.meti.go.jp/>
12. 森・濱田松本法律事務所「東京地裁、標準必須特許に基づきスマートフォンの販売差止めを認容（令和7年6月23日）」ニュースレター。 <https://www.mhmjapan.com/>
13. 内閣官房「地域未来戦略の政策パッケージ」（資料7）日本成長戦略会議（第5回）。3類型（戦略産業クラスター計画・地域産業クラスター計画・地場産業成長プラン）。 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kaigi/dai5/shiryoku7.pdf>
14. 一般社団法人日本経済団体連合会「『大学知財ガバナンスガイドライン』の検討状況」週刊経団連タイムス（2023年3月30日No.3585）。 https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0330_13.html
15. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）／経済産業省委託調査「海賊版による被害実態」（2026年1月公表。デジタルコンテンツ5.7兆円、偽キャラクターグッズ含め10.4兆円）。 <https://www.coda-cj.jp/>
16. 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」（2024年3月）。著作権

法第 30 条の 4 の射程と「享受目的」の解釈。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94089401_01.pdf